

令和 7 年度
丸の内小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた児童を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

2 校内体制

- ・ 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、丸の内っ子キャンペーン(人の役に立つことを進んで行う取り組み)を行う。
- ・ 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ 「いじめ等対策委員会」は、月1回、そして、緊急な場合など必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- ・ いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、多様な専門性を持った職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・ 機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。
- ・ いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し一両日に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」の構成員
校長・教頭・主幹教諭・教務主任・学年主任・特別支援学級主任・生活指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該児童の担任・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・なごや子ども応援委員会コーディネーター など

3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ児童の理解と配慮も含めた人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解

積することがないようにする。

- ・ 児童と触れ合う時間をできる限り多く取る。
- ・ 児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは、必ずいじめ等対策委員会に報告をする。
- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
- ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。

なごやINGキャンペーンに合わせて、学校が過ごしやすい場所になるための「丸の内っ子キャンペーン」に全校で取り組む。

4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく懇談会資料とで、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、なごや子ども応援委員会と協働して企画・計画・実践を進める。

(1) 授業づくり

- ・ 児童が、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、児童主体の授業づくりに取り組む。
- ・ 児童一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。

児童が自分で目標や学習の進め方を決められるようにし、個に応じた学習に取り組む。

(2) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取組を進める。

(3) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切に」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活用資料：「INGハンドブック」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編」など

(4) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気づき学ぶ機会を設定する。
- ・ 一人一人の児童が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、児童の自己有用感の育成を図る。
- ・ 単に児童が何かを体験すればよい、児童同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 児童会の取り組みにおいて、「なごやINGキャンペーン」、「いじめ防止教育・自殺予防教育」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちにできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《学校全体での取組・活動》

「全校児童集会におけるたてわり学年での活動」「業前のたてわり集会」
「INGキャンペーンの取り組み」「分団会・分団登校」
「丸の内っ子キャンペーン」「環境ウィークでの清掃活動」「卒業を祝う会」

《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】「学校探検での教職員とのふれあい活動」「年長児との交流会」
【2年生】「学区探検での地域との交流」
【3年生】「学校のまわりを学ぶ上での地域の方との交流」
【4年生】「環境学習による命の大切さを学ぶ授業」
【5年生】「中津川野外学習でのグループ活動」
【6年生】「最上級生としての1年生とのふれあい交流」

(5) 教育相談

- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、4年生の児童に、スクールカウンセラーとの面談を実施する。

スクールカウンセラーの申し込みについて保護者からの申し込みだけではなく、担任または養護教諭に申し出れば、カウンセリングを受けられるようにする。

5 早期発見の取組

学級や部活動など学校生活すべての場において、児童をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノートを活用などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「学校生活アンケート」(年2回) 全学年

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、「学校生活アンケート」の結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、児童個々への対応をする。

(3) 定期的な記名式のアンケート調査

- ・ 「相談アンケート」を年3回実施することにより、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取り組みの評価・改善につなげる。

(4) 緊急的なアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急にアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭等に個別に引き合わせるようにする。
- ・ 相談アンケートや学校生活アンケートの結果を基に、全ての児童を対象として、4月中旬・11月下旬・2月中旬に教育相談の期間を設ける。
- ・ 児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(6) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 保護者にも希望を募り、必要に応じて保護者対象の教育相談の時間も設ける。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(7) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・ 年度当初に、全児童に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 毎日使用するかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(8) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを小学4・5・6年生児童に周知し、アクセスコードを配付する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

- 6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）
- ・ 特定教職員の抱え込まず、速やかに組織的に対応する。教育委員会・関係機関等と連携し、対応の恐れのある児童の個別の状況や、関係機関の取扱い等、プッシュには十分留意する。
 - ・ (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応など、いじめと疑われる行為や児童の保護者から訴えられたり、いじめの疑いがある行為には、早急に対応する。その際、いじめられた児童や保護者の状況を把握し、必要に応じて、いじめの疑いがある行為には、早急に対応する。その際、いじめられた児童や保護者の状況を把握し、必要に応じて、いじめの疑いがある行為には、早急に対応する。
 - ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取る。いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断を下す。
 - ・ 以下のような「重大事態」については、直ちに教育委員会に報告し、調査に着手する。調査を行う際には、詳細な事実関係の確認を行うため、対象児童・保護者のみならず、関係児童・保護者に対しても説明し、協力を求める。

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| ○ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」 | ・ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・ 児童が自殺を企図した場合 | ・ 精神性の疾患を発症した場合 |
| ○ 「金品等に重大な被害を被った場合」 | ・ 精神性の疾患を発症した場合 |
| ・ 「相当の期間学校を欠席すること余儀なくされている疑いがある」 | |
| ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。 | |

- ※ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあつたとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）
- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。
 - ・ (2) いじめられた児童又はその保護者への支援
 - ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
 - ・ 上記の対応によっても、いじめられた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
 - ・ その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
 - ・ 当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた児童及びその保護者の要望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた児童・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた児童・保護者の意向を尊重する。
 - ・ 学校は、いじめを受けた児童、及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
 - ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
 - ・ 状況に応じて、子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
 - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折

に触れ、必要など支援を行うことが大切である。

- ・ 必要な子など支援を受ける児童への個別の
安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うよう S P による支援の要請
- ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に
一報する。児童への指導又はその保護者への助言
- (3) ・ いじめは、人権を傷つける行為であり、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを
・ 理解させ、保護者に連絡し、後対する継続的な助言を行う。保護者の理解や納得を得た上、学
・ 校と保護者との連携、児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童
・ の健全な人格の発達に配慮する。心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の
・ 教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会とし
・ た対応」による出席停止、「警察との連携による措置」も含め、毅然とし
- (4) ・ 集団への働きかけは、自分と問題とを捉えさせ、観衆に対してはいじめに
・ 傍観者としてあつてはならない行為であり、めは絶対に許されない行為であり、
・ 加担者として話し合う態度、謝罪の気持ち、双方の当事者や周
・ 根絶し、全員の意見を尊重し、認め合う人間関係を
・ りの者による児童の集団の一人として、互いを尊重し、認め合う人間関係を
・ 構築する。集団の一人として、互いを尊重し、認め合う人間関係を
- (5) ・ ネームを損う行為は、児童の名誉を毀損する行為であり、児童の名誉を毀損する行為であり、
・ 委員児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、
・ 直ちに警察署、関係機関に相談し、直ちに削除す
・ 相談窓口の設置、関係機関との連携、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、
・ 利用した学校に活用し、関係機関との連携、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、
・ 啓発活動に関する関係機関との連携、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、

7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止や早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

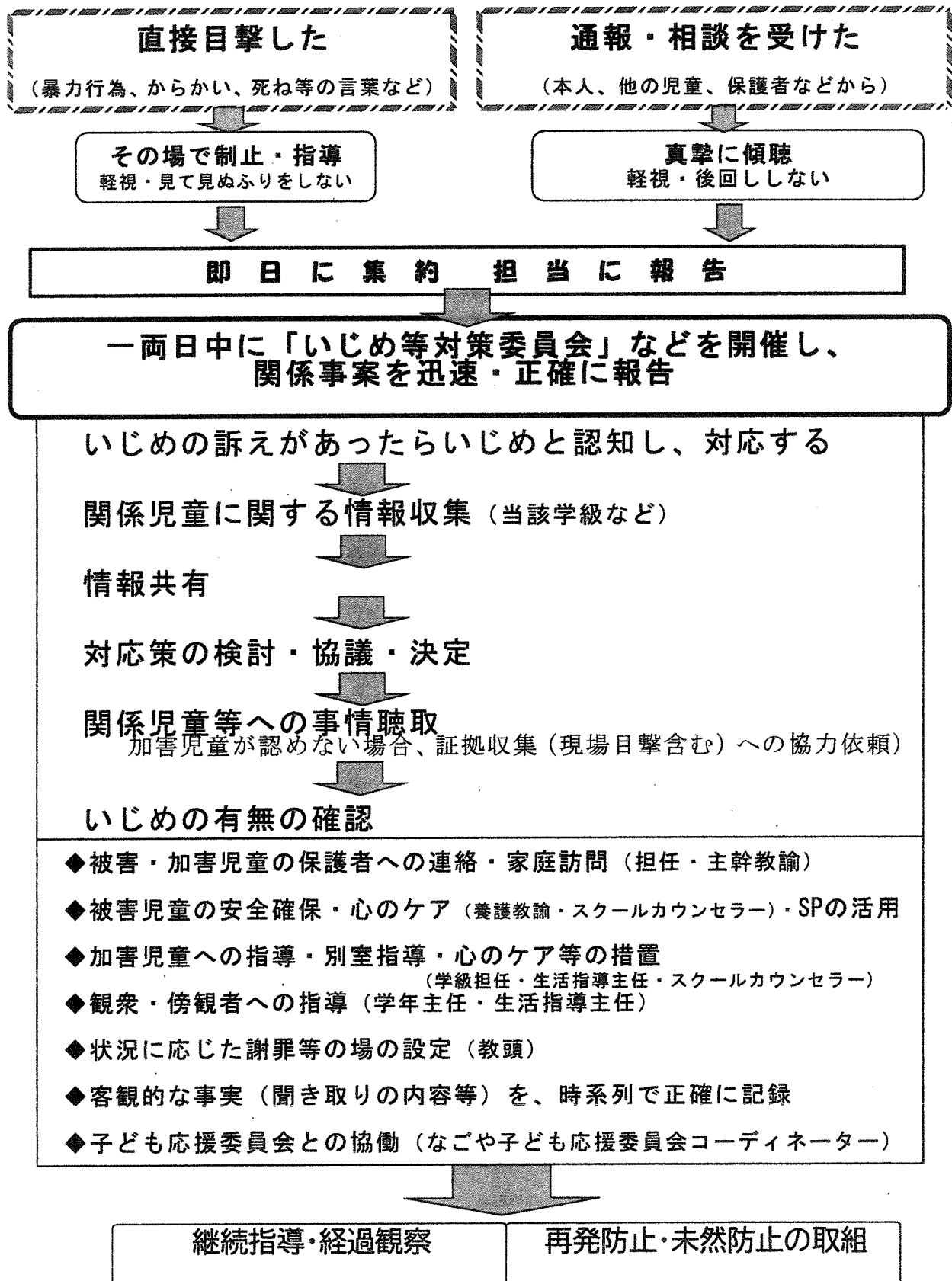
8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ基本方針」の見直しを必要に応じて行う。また、いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ ◆



丸の内小学校指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修及び 対策委員会に おける学習テ ーマ
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ 等対策 委員会 ①	互いを認め合う 学級づくり 入学を祝う会 学校生活の きまりについて 遠足	あったかハート配布 ころの健康に関する 啓発パンフレット配布 学級懇談会① 教育相談週間① 無記名式アンケート①	テーマ① ・集団づく りについて テーマ② ・教育相談 の持ち方
5	いじめ 等対策 委員会 ②	運動会 中津川野外学習	自殺予防教育 気づいてる?ころ のSOS チェック 学校生活 アンケート 全員面談(4年)	テーマ③ ・アンケート結 果の活用につ いて
6	いじめ 等対策 委員会 ③	たてわり活動 修学旅行	個人懇談会(前期) 青少年育成推進会議①	テーマ④ ・校内体制 づくりにつ いて
7	いじめ 等対策 委員会 ④	たてわり活動		
8				

9	いじめ 等対策 委員会 ⑤	↑ 情報 共有 ・ 情報 提供 (通 年) ↓	たてわり活動	↑ た て わ り グ ル ー プ 活 動 (通 年) ↓	気づいてる?こころ のSOS チェック	↑ と も に 学 ぶ こ と を 通 した 児 童 観 察 (通 年) ↓	テーマ⑥ ・児童理解 の方法につ いて
10	いじめ 等対策 委員会 ⑥		いじめ仲間はずれ のない学校にする 運動 たてわり集会		自殺予防教育 学校生活アンケート		
11	いじめ 等対策 委員会 ⑦		なごやINGキャンパ ^ス -ン		教育相談週間② 無記名式アンケート②		テーマ⑥ ・子どもの 変化につい て
12	いじめ 等対策 委員会 ⑧		親子清掃活動 なごやINGキャンパ ^ス -ン		個人懇談会(後期)		
1	いじめ 等対策 委員会 ⑨		作品展		無記名式学校評価アンケート 気づいてる?こころ のSOS チェック 自殺予防教育		テーマ⑦ ・人権につ いて
2	いじめ 等対策 委員会 ⑩				青少年育成推進会議② 教育相談週間③ 学級懇談会②		
3	いじめ 等対策 委員会 ⑪		卒業を祝う会				